BEAUTY GARAGE



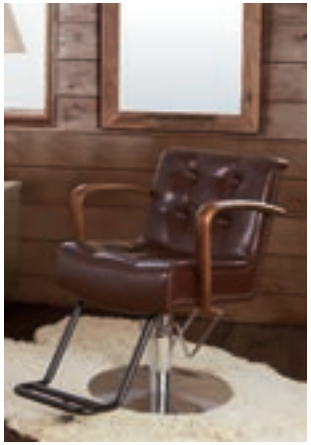





第14回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社ビューティガレージ

日時 平成28年7月27日（水）午前10時

場所 TKPガーデンシティ永田町　ホール4C
東京都千代田区平河町2-13-12東京平河町ビル
開催場所が昨年と異なりますので、裏表紙（株主総会会場ご案内図）をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

目次

第14回　定時株主総会招集ご通知 …… 6
（添付書類）
事業報告 …… 7
連結計算書類 …… 21
計算書類 …… 24
監査報告書 …… 27
株主総会参考書類 …… 30

証券コード：3180



代表取締役CEO
野村 秀輝

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年4月期は、さらなる円安の進行に加えて電気用品安全法対応での当社PB電気製品の一時販売停止期間があり、当社を取り巻く状況は非常に厳しいものでありました。そうした中でも、顧客基盤の増加と商品ラインナップの拡充、スマートフォン用アプリの投入等によって業容の拡大は順調に推移し、連結売上高は83.98億円（前年同期比115.4%）となりましたが、為替予約の評価損の影響もあり、経常利益は4.19億円（前年同期比107.2%）にとどまりました。

一方、平成29年4月期以降におきましては、為替トレンドが急速に円高傾向に転換しているという環境変化に加えて、PB電気製品の販売再開、さらには新領域である歯科業界向け販売計画や海外向け販売への取り組み等を予定していることから、業容のさらなる拡大と収益の改善を見込んでおります。

当社はさらなる挑戦を続けていくことで株主の皆様のご期待に応えてまいる所存です。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

NEWS&TOPICS

ご参考 ニュース＆トピックス

アプリ H27.6

業界初のスマートフォン用発注アプリ「BGスマート発注」を導入



▲バーコードリーダー発注イメージ



新商品 H27.7

当社イタリア発オーガニックブランド「シエラ・オーガニカ」にオーシャンミスト新登場

平成27年 **5月** / **6月** / **7月** / **8月**

施工事例



hair Jenny
ヘアジェニー
OPEN 平成27年5月
敷地面積 125㎡
セット面／シャンプー台 15面／6台／
ネイル 3席
住所 千葉県

施工事例



Paige by Neolive
ペィジバイネオリーブ
OPEN 平成27年7月
敷地面積 150㎡
セット面／シャンプー台 12面／5台／
アイラッシュ 3席／ネイル 2席
住所 東京都

新商品 H27.9

ヤーマン株式会社と
共同開発した
最新プロフェッショナル用
美容機器を独占販売





業務提携 H28.3

歯科業界向け通販大手
フィード株式会社と商品開発分野で業務提携

新商品 H28.4

業界初※！オリジナルネイルブランド
Raygel（レイジェル）から
ニットのような新しい質感を表現した
Knit Veil（ニットベール）が新登場



※化粧品ジェルネイルとして。（平成28年3月当社調べ）

新サービス H27.11

顧客サロン向けに印刷通販サービス
「サロンプリント」をスタート

新サービス H27.12

オンラインショップ内で、
マーケットプレイス型販売をスタート

9月 / 10月 / 11月 / 12月 / 平成28年 1月 / 2月 / 3月 / 4月

施工事例



HAIR&MAKE EARTH
聖蹟桜ヶ丘店
ヘア＆メイク アース
OPEN 平成27年10月
敷地面積 153㎡
セット面／シャンプー台 15面／6台
住所 東京都

施工事例



tip・top 保谷店
チップタップ
OPEN 平成27年10月
敷地面積 140㎡
セット面／シャンプー台 8面／4台
住所 東京都

施工事例



Lau Blossom elua
ラウブロッサム エルア
OPEN 平成28年4月
敷地面積 80㎡
セット面／シャンプー台 6面／2台／
アイラッシュ 1席
住所 埼玉県

美容業界に新しい価値を創造し、サロンビジネスの繁栄に貢献して参ります。

ビューティガレージグループは、理美容室やエステサロン等のビューティサロンの
「新規開業」「経営支援」に必要なあらゆるサービスをワンストップで提供しております。

事業内容

物販事業

器具・機器関連

- 理美容器具
- エステ機器
- その他機器類

＋

化粧品・材料関連

- 理美容化粧品
- エステ化粧品
- その他材料類

店舗設計事業

低コスト × 個性的空間デザイン



その他周辺ソリューション事業

サービス内容

必要なプロセスをあらゆるサービスを用意して
多面的にサポート



販売経路

Online Shop



国内最大級のプロ向け
美容商材通販サイト

ショールーム



全国9拠点、
見て・比べて・体験できる

総合カタログ誌「BG STYLE」





注文は自社物流センターで即日発送し、顧客の元へ

顧客

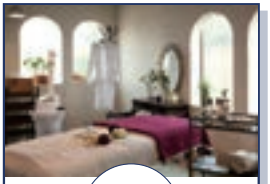

- 美容室・理容室
- エステサロン

全国のビューティサロン

- マッサージ・リラクゼーション
- ネイル・まつ毛サロン

顧客基盤 27万サロン超

登録会員口座数の推移

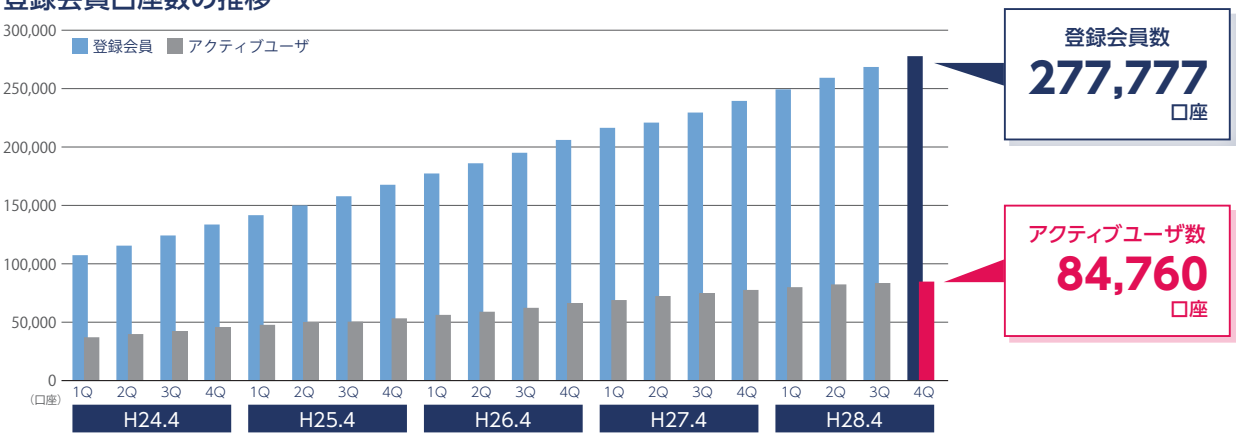

毎月約3,500口座ずつ新規の登録会員数が増加し、平成28年4月末現在27万サロンを突破しております。
過去1年間に購入履歴のあるユーザであるアクティブユーザ数につきましても、順調に増加しています。

PB比率 57.1%

商品別売上高構成内訳

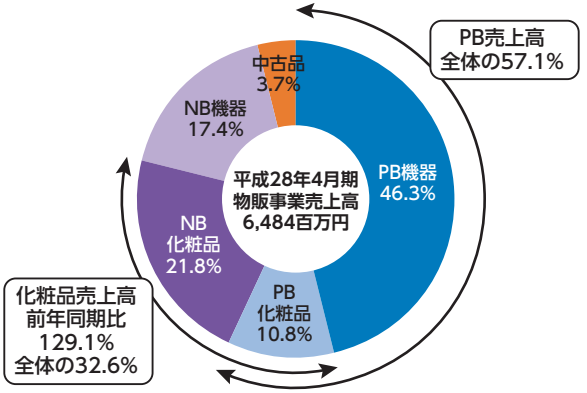

ECサイト売上高比率 64.3%

販路別売上高構成内訳

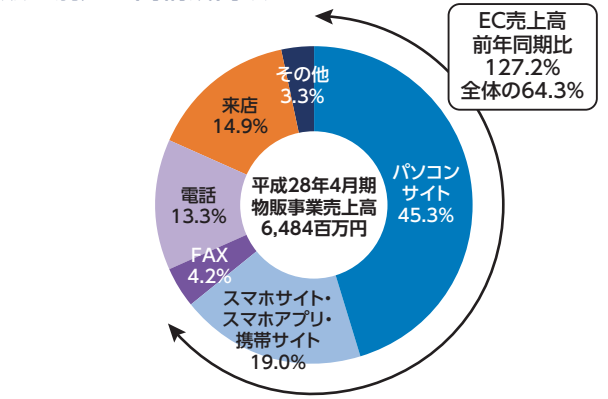

株主優待制度を導入いたしました

株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社商品および事業への理解を深めていただくこと、また当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を導入することといたしました。

対象となる株主様

初回は、平成28年4月30日現在を基準日とし、1単元（100株）以上を継続して3カ月以上保有されている(注1)株主様を対象といたします。

その後は、毎年4月30日現在を基準日とし、1単元（100株）以上を継続して1年以上保有されている(注2)株主様を対象といたします。

(注1) 平成28年1月31日現在および同年4月30日現在の株主名簿に、同一株主番号で記録された株主様が対象となります。
(注2) 毎年4月30日および10月31日現在の株主名簿に、同一株主番号で連続して3回以上記録された株主様が対象となります。

株主優待の内容

該当となる株主様1名につき、希望小売価格にて3,000円相当分の当社オリジナルブランド商品を贈呈させていただきます。

贈呈時期

毎年8月中の発送を予定しております。

第14期（平成27年度）期末の商品

「Sierra Organica（シエラオーガニカ）」ハーブティー 30袋セット

希望小売価格　3,200円



ハーブ先進国イタリアから届いた、からだに優しいオーガニック100%のハーブティー。
化学成分・香料・添加剤・防腐剤を一切排除し、厳選されたオーガニック100%のハーブのみを利用したからだ想いの機能性ハーブティーです。

※シエラ・オーガニカはイタリアを代表するオーガニック認証機関ICEAの認証と日本の有機JAS認証を取得しています。
※通常は、ビューティサロンのみにて取扱いのあるサロン専売品です。
※ハーブティーのお味は指定いただけません。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。
http://www.sierra-organica.jp/herbtea/products.html

証券コード 3180
平成28年7月11日

株主各位

東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号
株式会社ビューティガレージ
代表取締役 **野村　秀輝**

第14回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年7月26日（火曜日）営業時間終了時（午後6時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　時　平成28年7月27日（水曜日）午前10時（開場時間　午前9時半）

2. 場　所　東京都千代田区平河町2-13-12　東京平河町ビル　TKPガーデンシティ永田町　ホール4C
開催場所が昨年と異なりますので裏表紙（株主総会会場ご案内図）をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください

3. 会議の目的事項

報告事項　第14期（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件	第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第2号議案	定款一部変更の件		
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	第7号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書による議決権行使の期限は平成28年7月26日（総会日の前日）の営業終了時刻である午後6時30分の当社到着分までといたします。

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。上記ウェブサイト掲載事項は、会計監査人および監査役の対象に含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  当社ウェブサイト　アドレス　http://www.beautygarage.co.jp/

［添付書類］

事業報告 （平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の景気、雇用・所得環境は総じて改善傾向にありますが、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速に加え、為替や株価の変動懸念などもあり、国内景気は依然として先行き不透明な状態で推移いたしました。美容業界におきましても、顧客単価の下落、来店サイクルの長期化等、サロン経営において厳しい環境が続いております。

そのような状況下、当社グループでは「開業支援」から「開業＋経営支援」へのサービス領域を拡大することで更なる成長を図ることを目的として、化粧品・消耗品などのリピート商材の商品ラインナップ拡充による「フロー＆ストック型の収益構造への転換」などを目指し各種取組を継続的に実施しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,398,493千円（前年同期比15.4％増）、売上総利益は2,714,498千円（前年同期比10.8％増）となりました。また、金沢ショールームおよび広島ショールームの拡大移転やカタログの発刊を始めとした積極的なプロモーション施策を実施しつつも販売費及び一般管理費の圧縮に努めた結果、営業利益は441,841千円（前年同期比17.4％増）となりましたが、為替予約に対する評価損を25,492千円計上したこともあって、経常利益は419,642千円（前年同期比7.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は266,897千円（前年同期比7.1％増）となりました。

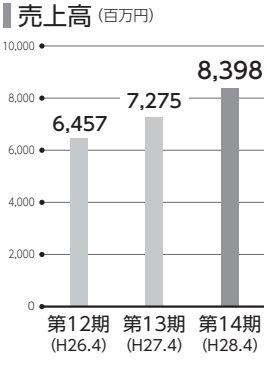

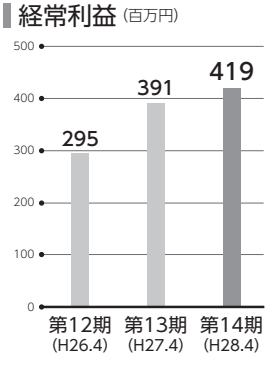

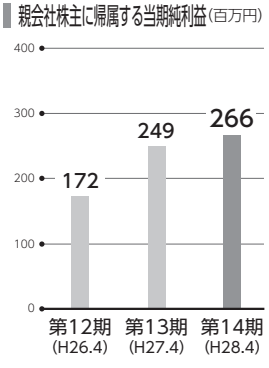

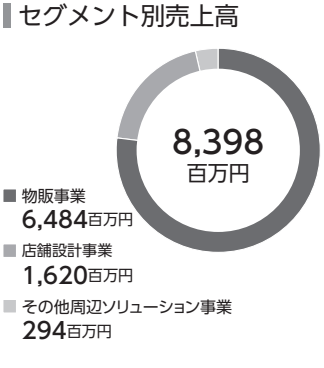

〈物販事業〉

物販事業においては、インターネット通販サイト「BEAUTY GARAGE Online Shop」、全国主要都市のショールーム、カタログ通販誌「BG STYLE」を通して、理美容機器や化粧品・消耗品等のプロ向け美容商材を全国のビューティサロンに提供しております。

物販事業売上高の６割超を占める当社の最も重要な販売経路である「BEAUTY GARAGE Online Shop」経由の売上高は前年同期比27.2％増と順調に伸長し続けております。なかでも、モバイルシフトへの対応として平成26年12月のスマホ専用ECサイトの全面リニューアルに続き、平成27年6月にスマホ発注アプリ「BGスマート発注」をリリースし、モバイル経由全体（スマホECサイト＋スマホアプリ＋携帯ECサイト）の売上高は前年同期比98.6％増と大幅に伸長いたしました。

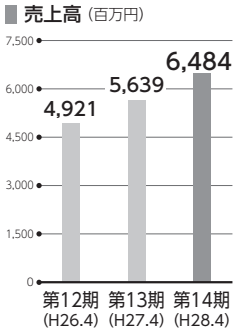

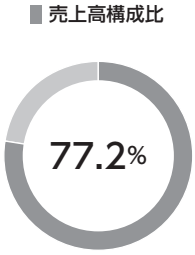

なお、一部のPB機器において電気用品安全法の再試験にともなう販売停止対応の影響があったものの、取り扱い化粧品ブランドと商品ラインナップの拡充によって、化粧品売上高が前年同期比29.1％増と伸長し、物販事業全体の32.6％を占めるようになりました。

さらに、平成27年6月のソニー㈱のプロ向け肌解析システム「Beauty Explorer」の取り扱いや、平成27年9月のヤーマン㈱との共同開発エステ機器「Quattro Burst CAVI」発売など、他企業様とのコラボレーション企画を積極的に展開いたしました。

また、ここ数年来の為替レートにおける円安トレンドによって、当社の物販事業の売上総利益率は長らく低下傾向にあったものの、当第4四半期においては一転して円高が進んだため、四半期ベースでは売上総利益率も改善傾向に転じております。

この結果、当事業の売上高は6,484,147千円（前年同期比15.0％増）、セグメント利益は484,065千円（前年同期比10.7％増）となりました。

〈店舗設計事業〉

店舗設計事業におきましては、連結子会社である株式会社タフデザインプロダクトにより東京・金沢・福岡・大阪・名古屋において店舗設計・工事施工監理を提供しております。

デザイナーの増員や積極的な営業活動による新規顧客の開拓、各案件の利益率の向上に努めたことから、当事業の売上高は1,620,269千円（前年同期比18.6%増）、セグメント利益は98,928千円（前年同期比17.9%増）となりました。

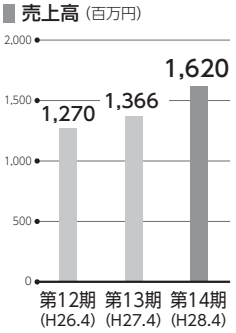

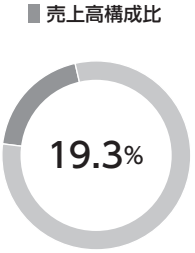

〈その他周辺ソリューション事業〉

その他周辺ソリューション事業におきましては、ビューティサロンの開業と経営に必要なサポートとして居抜き物件仲介サービスや集客支援サービス、採用支援サービス等の各種ソリューションサービスを、各専門インターネットサイトと全国主要都市のショールームを通して提供しております。

当連結会計年度におきましては、特に居抜き物件仲介サービスや保険サービスなどが好調だったことから、当事業の売上高は294,076千円（前年同期比9.1%増）、セグメント利益は55,917千円（前年同期比43.9%増）となっております。

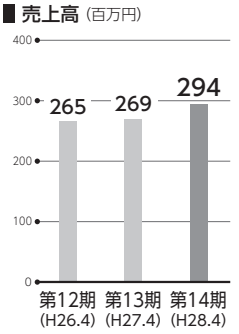

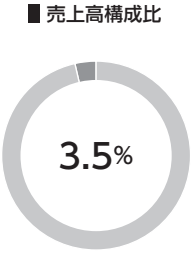

セグメント別売上高

(単位：千円)

	第13期 平成26年5月 1 日から 平成27年4月30日まで		第14期 平成27年5月 1 日から 平成28年4月30日まで		前期比 増減額 (△は減)	前期比 増減率 (△は減)
	売上高	構成比	売上高	構成比		
物販事業	5,639,601	77.5%	**6,484,147**	**77.2%**	844,546	15.0%
店舗設計事業	1,366,347	18.8	**1,620,269**	**19.3**	253,922	18.6
その他周辺ソリューション事業	269,580	3.7	**294,076**	**3.5**	24,495	9.1
合　計	7,275,529	100.0	**8,398,493**	**100.0**	1,122,964	15.4

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況
当連結会計年度において実施した設備投資の総額は29,618千円であり、その主な内容は、ショールーム・その他の改修に伴う費用及びオンラインショップ強化に伴う費用であります。

(3) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題
①内部統制の強化
継続的に事業を展開していくためには、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考えております。また、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みは、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの希求であり、企業価値向上の正道であると考えております。引き続き、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

②オリジナルブランド商品の品質向上
当社のオリジナルブランド商品は、お客様が直接・間接的に身体へ接触させ使用する商品が含まれることからもお客様の身体に危害が生じることのないよう品質管理に努めております。
具体的には、外部生産工場への技術指導や定期的な検品等を行っておりますが、さらなる品質向上・安全性の確保のためにも品質管理体制の強化に努めてまいります。

③システムの安定性の確保
当社は、インターネット上でプロ向け美容商材通販サイトを運営しており、通販サイトを経由した売上高が物販事業の半分以上を占めていることから重要性が増しております。さらなる成長を継続するためにもサーバー設備強化等の設備投資が必要不可欠であると認識しております。今後につきましても、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことでシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

④組織体制の強化
当社が、さらなる成長を継続的に実現するためには、専門性・ポテンシャルの高い優秀な人材の確保及び従業員の育成に注力し効率的な事業運営をすることが重要であると認識しております。
従業員の成長が当社の企業価値拡大につながると考え、会社の成長に合わせた研修制度、人事評価制度等の人事制度の改善に継続的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　分		第11期 平成25年４月期	第12期 平成26年４月期	第13期 平成27年４月期	第14期 (当連結会計年度) 平成28年４月期
売上高	(千円)	5,288,558	6,457,585	7,275,529	**8,398,493**
経常利益	(千円)	333,398	295,362	391,411	**419,642**
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	190,626	172,469	249,165	**266,897**
1株当たり当期純利益	(円)	176.26	29.18	41.91	**44.67**
総資産	(千円)	2,083,670	2,293,078	2,901,425	**3,412,179**
純資産	(千円)	1,116,699	1,266,291	1,516,095	**1,751,238**
1株当たり純資産	(円)	944.75	214.13	252.39	**292.24**

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成24年10月2日付で1株につき200株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 平成27年5月1日付で1株につき5株の株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。
5. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数にもとづき算出しております。

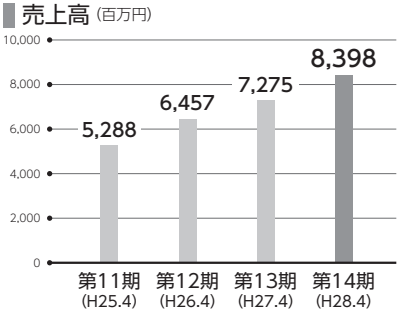

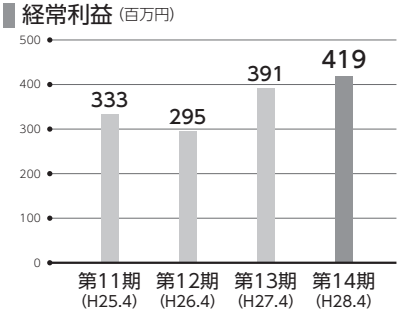

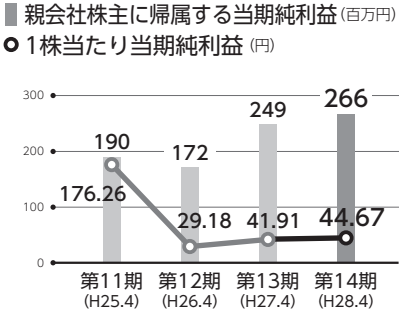

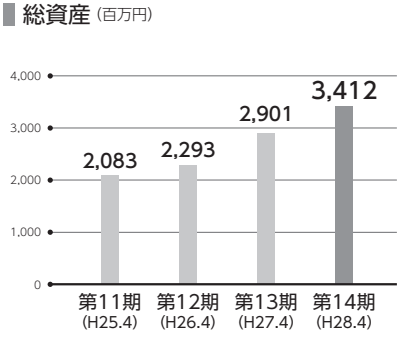

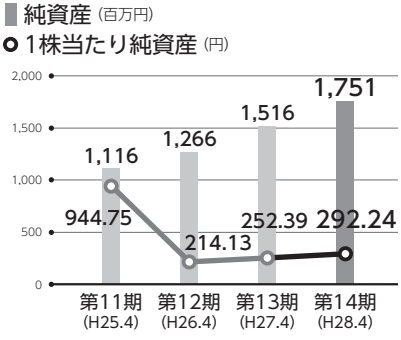

(注) 平成27年5月1日付で1株につき5株の株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) ㈱タフデザインプロダクト	5,000千円	100.0%	店舗設計デザイン 工事施工監理
(連結子会社) ㈱サロンキャリア	45,000千円	95.6%	求人・人材マッチングサイト運営
(連結子会社) ㈱アイラッシュガレージ	35,000千円	72.7%	プロ向けアイラッシュ（まつ毛エクステンション）専門通販サイトの運営

(11) 主要な事業内容 (平成28年4月30日現在)

当社は、理美容室・エステサロン等のビューティサロンに対し、プロ向け美容器具・機器・化粧品等をインターネットや店舗、カタログを通じて販売する物販事業を中心としてビューティサロンの開業準備から開業後の経営に必要な資源（ヒト、モノ、カネ、情報）に関わる各サービスを提供する周辺ソリューション事業を展開しております。

主な周辺ソリューション事業として「サロン専門不動産」、「開業プロデュース」、「集客支援」、「システム導入サポート」等を当社が提供しております。また、連結子会社である㈱タフデザインプロダクトが「店舗設計・工事施工監理」、㈱サロンキャリアが求人・人材マッチングサイト、㈱アイラッシュガレージがプロ向けアイラッシュ（まつ毛エクステンション）商材通販サイトを提供しております。

当社の主要顧客は既存ならびに新規開業を目指すサロンオーナーであります。

(12) 主要な事業所 (平成28年4月30日現在)

①当　社

本　　社：東京都世田谷区桜新町1-34-25
支　　店：札幌 (北海道札幌市)、仙台 (宮城県仙台市)、名古屋 (愛知県名古屋市)、
　　金沢 (石川県金沢市)、大阪 (大阪府大阪市)、神戸 (兵庫県神戸市)、
　　広島 (広島県広島市)、福岡 (福岡県福岡市)
物流センター：柏 (千葉県柏市)
駐在オフィス：広州 (中華人民共和国)

②子会社

㈱タフデザインプロダクト (本社：東京都世田谷区)
㈱サロンキャリア (本社：東京都世田谷区)
㈱アイラッシュガレージ (本社：東京都世田谷区)

(13) 従業員の状況 (平成28年4月30日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
147名	11名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	8名増	36.5歳	5.1年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況 (平成28年4月30日現在)

借入先	借入残高
㈱三井住友銀行	153,934千円
㈱三菱東京UFJ銀行	105,016千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況（平成28年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　21,160,000株

(2) 発行済株式の総数　5,976,000株

(3) 株主数　2,747名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野村　秀輝	1,800,000株	30.12%
供田　修一	770,000株	12.88%
野村　貴久	290,000株	4.85%
樺島　義明	250,000株	4.18%
株式会社SBI証券	220,100株	3.68%
GOLDMAN,SACHS&CO.REG	209,000株	3.49%
高橋　慧	187,900株	3.14%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	162,200株	2.71%
森實　厚裕	100,000株	1.67%
勝　憲司	95,900株	1.60%

■ 所有者別株式分布状況

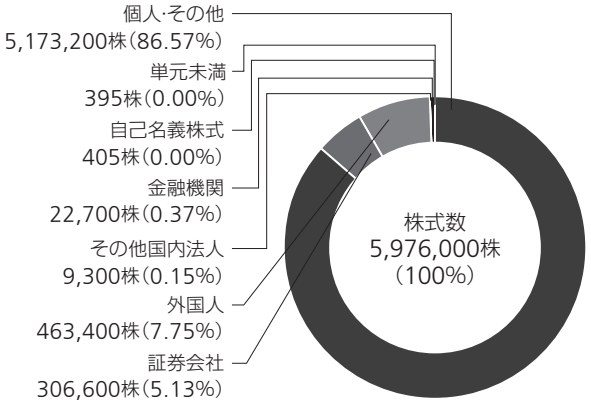

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年６月９日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　1個あたり300円

②新株予約権の行使価額　1株あたり416円（注）

③新株予約権の行使条件

ア新株予約権者は、平成27年4月期乃至平成29年4月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

(a) 平成27年4月期または平成28年4月期の経常利益が470百万円を超過している場合　行使可能割合：50%
(b) 平成29年4月期の経常利益が700百万円を超過している場合　行使可能割合：100%

イ新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

エ本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

オ各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

カ新株予約権者が、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、新株予約権を行使することができない。

④新株予約権の行使期間

平成27年8月1日から平成31年7月15日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数(注)		保有者数
取締役	692個	普通株式	346,000株	4人
監査役	8個	普通株式	4,000株	1人

(注) 平成27年3月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年5月1日付をもって普通株式を1株を5株に分割したことにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使価額」を調整しております。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年4月30日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	野村秀輝	経営全般 ㈱サロンキャリア取締役 ㈱アイラッシュガレージ取締役
代表取締役ＣＯＯ	供田修一	東京本社営業本部統括 ㈱サロンキャリア　取締役
取締役	樺島義明	マーチャンダイジンググループ統括 営業推進グループ統括 購買・物流グループ統括 ㈱タフデザインプロダクト　取締役
取締役	野村貴久	㈱タフデザインプロダクト　代表取締役
取締役 社外	緒方大助 (注1.4)	㈱マイスタヴェルク　取締役
常勤監査役 社外	恩田英夫 (注2.4)	㈱タフデザインプロダクト　社外監査役
監査役	山本陽一	㈲やま企画　取締役 ㈲銀座リフレージュ　代表取締役
監査役 社外	宮永澄 (注2.3)	㈱タフデザインプロダクト　社外監査役 宮永税理士事務所　代表 宮永行政書士事務所　代表 ㈱経営戦略パートナーズ　代表取締役

(注) 1. 取締役緒方大助氏は社外取締役であります。
2. 監査役恩田英夫氏ならびに宮永澄氏は社外監査役であります。
3. 監査役宮永澄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役緒方大助氏、監査役恩田英夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	49,770千円 (2,250千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,580千円 (7,380千円)
合計	7名	68,350千円

(注) 1. 上記のほかに当社子会社から報酬等の総額として取締役1名には16,770千円、監査役2名には840千円を支払っております。
2. 平成18年7月29日定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額8,000万円以内です。
3. 平成18年7月29日定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額2,000万円以内です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	緒方大助	㈱マイスタヴェルク	顧問 取締役	当社と㈱マイスタヴェルクとの間に重要な取引その他の関係はありません
社外監査役	恩田英夫	㈱タフデザインプロダクト	社外監査役	㈱タフデザインプロダクトは当社の100%連結子会社です。
社外監査役	宮永 澄	㈱タフデザインプロダクト 宮永税理士事務所 宮永行政書士事務所 ㈱経営戦略パートナーズ	社外監査役 代表 代表 代表取締役	㈱タフデザインプロダクトは当社の100%連結子会社です。当社と宮永税理士事務所、宮永行政書士事務所、及び㈱経営戦略パートナーズとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	緒方大助	平成27年7月の就任後開催された取締役会15回のうち15回に出席し、上場会社の経営者として培った知識・見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外監査役	恩田英夫	当事業年度の取締役会19回のうち19回、また監査役会には15回のうち15回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っています。また常勤監査役として重要な業務執行に係る会議に出席するほか取締役の職務執行の適正性を検証しております。
社外監査役	宮永 澄	当事業年度の取締役会19回のうち18回、また監査役会には15回のうち14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「システムリプレースにあたっての助言・指導業務」を委託し、その対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 取締役会は、法令遵守体制の確保に関連する規程・マニュアル類を整備し周知徹底するとともに、取締役・使用人とも高い倫理観をもって職務の執行にあたるように、内部統制制度を整備する。
   (2) 監査役は監査役監査規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行を監視し、その適正性を検証しており、法令、定款の違反を発見した場合は直ちに取締役会に報告し、是正措置をとることとする。
   (3) 定期的な内部監査を通じて当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されていることを調査し、調査結果が代表取締役に報告されることにより、コンプライアンス体制の有効性を検証する体制を確立し維持する。
   (4) コンプライアンス体制の基盤整備を行い、全従業員が、法令、定款、社内規程及び社会規

範を順守のうえ社会的責任を果たし企業理念を実践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図ることとする。

(5) コンプライアンス違反を未然に防ぎ、コンプライアンスの強化・徹底を図ることを目的として、社内（経営管理部門責任者、業務監査室責任者、監査役）及び社外（弁護士）を窓口とするコンプライアンス通報窓口を設置し、使用人等が直接通報することが出来る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報・文書（電磁的記録を含む）の取扱いは、文書管理規程に従い作成のうえ、適切に保存及び管理を行い、各取締役または各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(2) 必要な関係者は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務監査室を設置し、その職務機能として内部監査を定期的に実施し、代表取締役へ報告することで、リスクの現実化を未然に防止する。

(2) 内部監査により法令、定款違反、その他の損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について、直ちに代表取締役に報告され、また、取締役会、監査役にも報告される体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う体制を確保する。また執行役員制度を設け、取締役及び執行役員で構成される経営戦略会議を原則月1回定時に開催すること等により、企業統治・内部統制の充実を図る。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき各取締役の業務分掌及び職務権限・責任を明確化し、取締役会規程、稟議規程等の意思決定ルールに基づき適正かつ効率的な達成方法を確保する。

5. 会社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

(1) 当社を中心とする企業集団の業務の適正性を確保するため、当社は、子会社に対し当社の役員を取締役または監査役として派遣して子会社の業務運営を定常的に監督することとする。また、子会社の定時取締役会は当社の定時取締役会と同日開催とし、業務の執行状況等につき定期的に報告を受けるとともに、その議題及び意思決定においても企業集団としての統制を図る。

(2) 各子会社の業務執行については、関係会社管理規程により経営管理部門を主管とした損益管理、予算統制等の管理を実施する。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と連携しつつ社内規定に基づき子会社の内部監査を行う。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令、定款違反行為もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を確認した場合は、代表取締役への

報告と同時に、監査役に報告しなければならない。

(2) 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を行う。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、監査役監査の状況、監査上の重要課題等の報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思疎通を図る。

(2) 監査役は、内部監査と連携して入手情報を共有化し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、必要に応じて内部監査に対して調査を求めることができる。

(3) 取締役は、業務執行の適正を確保するうえで、重要な業務執行に関わる会議への監査役の出席を確保する。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、未だ成長過程にある現時点においては、今後も積極的な投資を継続することで事業規模拡大を実現し企業価値を高めて行くことが最大の株主還元になるものと考えております。

一方、直接的な株主還元策としての配当については、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の年間配当金は1株につき5.6円とさせていただきます。

コーポレート・ガバナンス図

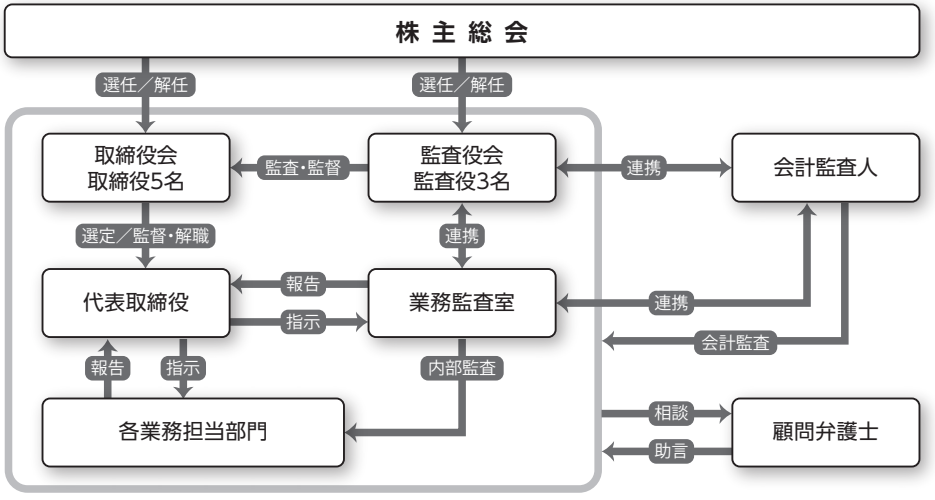

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**3,088,700**
現金及び預金	1,101,060
売掛金	689,499
商品	983,771
仕掛品	22,931
繰延税金資産	29,793
前渡金	218,307
その他	54,314
貸倒引当金	△10,978
固定資産	**323,478**
有形固定資産	**79,656**
建物	64,118
車両運搬具	1,185
工具器具備品	14,351
無形固定資産	**41,933**
ソフトウエア	41,817
その他	116
投資その他の資産	**201,887**
投資有価証券	32,040
繰延税金資産	24,851
敷金保証金	128,110
その他	16,984
貸倒引当金	△98
資産合計	**3,412,179**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**1,415,307**
買掛金	631,913
短期借入金	7,500
1年内返済予定の長期借入金	112,136
未払金	196,024
未払法人税等	84,784
前受金	123,743
賞与引当金	27,920
製品保証引当金	15,153
受注損失引当金	1,154
株主優待引当金	3,046
資産除去債務	576
その他	211,355
固定負債	**245,633**
長期借入金	139,314
繰延税金負債	24
ポイント引当金	44,194
資産除去債務	23,641
その他	38,458
負債合計	**1,660,940**
(純資産の部)	
株主資本	**1,746,303**
資本金	269,745
資本剰余金	221,012
利益剰余金	1,255,749
自己株式	△202
新株予約権	**236**
非支配株主持分	**4,698**
純資産合計	**1,751,238**
負債純資産合計	**3,412,179**

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 平成27年5月1日　至 平成28年4月30日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		8,398,493
売上原価		5,683,995
売上総利益		2,714,498
販売費及び一般管理費		2,272,656
営業利益		441,841
営業外収益		
受取利息及び配当金	149	
破損商品等弁償金	1,041	
受取手数料	3,724	
その他	2,393	7,309
営業外費用		
支払利息	1,164	
為替差損	25,492	
その他	2,851	29,508
経常利益		419,642
特別利益		
固定資産売却益	184	184
特別損失		
減損損失	3,945	3,945
税金等調整前当期純利益		415,881
法人税、住民税及び事業税	155,096	
法人税等調整額	△1,892	153,204
当期純利益		262,676
非支配株主に帰属する当期純損失		△4,220
親会社株主に帰属する当期純利益		266,897

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自平成27年5月1日　至平成28年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	269,182	220,449	1,017,510	△202	1,506,939	236	8,919	1,516,095
当期変動額								
新株の発行	562	562			1,125			1,125
剰余金の配当			△28,658		△28,658			△28,658
親会社株主に帰属する当期純利益			266,897		266,897			266,897
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△4,220	△4,220
当期変動額合計	562	562	238,238	—	239,363	—	△4,220	235,142
当期末残高	269,745	221,012	1,255,749	△202	1,746,303	236	4,698	1,751,238

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成28年4月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,432,905**
現金及び預金	607,344
売掛金	546,050
商品	983,838
前渡金	217,793
前払費用	42,097
繰延税金資産	24,254
その他	17,386
貸倒引当金	△5,860
固定資産	**359,058**
有形固定資産	**72,485**
建物	58,408
車両運搬具	1,105
工具器具備品	12,970
無形固定資産	**39,687**
ソフトウェア	39,571
その他	116
投資その他の資産	**246,885**
投資有価証券	32,040
関係会社株式	39,000
長期前払費用	2,454
敷金保証金	128,110
繰延税金資産	37,315
その他	7,965
資産合計	**2,791,963**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**963,051**
買掛金	326,857
1年内返済予定の長期借入金	112,136
未払金	176,947
未払費用	79,703
未払法人税等	66,342
前受金	74,955
預り金	18,162
前受収益	9,297
賞与引当金	24,355
製品保証引当金	15,153
株主優待引当金	3,046
資産除去債務	554
その他	55,539
固定負債	**245,507**
長期借入金	139,314
ポイント引当金	44,194
資産除去債務	22,774
その他	39,224
負債合計	**1,208,558**
（純資産の部）	
株主資本	**1,583,169**
資本金	**269,745**
資本剰余金	**221,012**
資本準備金	221,012
利益剰余金	**1,092,614**
その他利益剰余金	1,092,614
繰越利益剰余金	1,092,614
自己株式	△202
新株予約権	**236**
純資産合計	**1,583,405**
負債純資産合計	**2,791,963**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 平成27年5月1日　至 平成28年4月30日)

(単位：千円)

科　目		金　額
売上高		6,810,954
売上原価		4,364,852
売上総利益		2,446,102
販売費及び一般管理費		2,099,672
営業利益		346,429
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,095	
破損商品等弁償金	1,041	
業務受託手数料	20,274	
その他	6,093	37,504
営業外費用		
支払利息	990	
為替差損	25,492	
その他	2,535	29,017
経常利益		354,916
特別利益		
固定資産売却益	184	184
特別損失		
関係会社株式評価損	42,999	42,999
税引前当期純利益		312,100
法人税、住民税及び事業税	123,069	
法人税等調整額	△13,874	109,194
当期純利益		202,905

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成27年5月1日　至 平成28年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	269,182	220,449	220,449	918,367	918,367	△202	1,407,796	236	1,408,033
当期変動額									
新株の発行	562	562	562				1,125		1,125
剰余金の配当				△28,658	△28,658		△28,658		△28,658
当期純利益				202,905	202,905		202,905		202,905
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									―
当期変動額合計	562	562	562	174,247	174,247	―	175,372	―	175,372
当期末残高	269,745	221,012	221,012	1,092,614	1,092,614	△202	1,583,169	236	1,583,405

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

株式会社　ビューティガレージ
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　亮比呂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビューティガレージの平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティガレージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

株式会社　ビューティガレージ
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　亮比呂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビューティガレージの平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月15日

株式会社ビューティガレージ　監査役会

常勤監査役　恩田英夫　㊞

監査役　山本陽一　㊞

監査役　宮永澄　㊞

(注) 常勤監査役　恩田英夫、監査役　宮永澄は社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、未だ成長過程にある現時点においては、今後も積極的な投資を継続することで事業規模拡大を実現し企業価値を高めて行くことが最大の株主還元になるものと考えております。

一方、直接的な株主還元策としての配当については、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針とし、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたします。

①	配当財産の種類	金銭
②	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき5.60円 総額33,463,332円
③	剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年7月28日

第2号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第24条第2項のとおり変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第28条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。

(5) 役付取締役について、取締役副社長を廃止するとともに、経営体制の一層の強化と充実を図るべく、新たにCFO、CIOの選任を可能とすること等を目的として、現行定款第21条第2項を変更案第20条第2項のとおり変更するものであります。

(6) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第1章　総　則	第1章　総　則
（商号） 第1条 当会社は、株式会社ビューティガレージと称し、英文ではBEAUTY GARAGE Inc.と表示する。	（商号） 第1条　（現行どおり）
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 理美容用品・機器の販売	(1) 理美容機器・用品、医療機器・用品の製造販売及び修理
(2) 理美容用品・機器の輸出及び輸入	(2) 理美容機器・用品、医療機器・用品の輸出及び輸入
(3) 理美容用品・機器の販売用店舗の経営及び経営コンサルタント	(3) 理美容機器・用品、医療機器・用品の販売用店舗の経営及び経営コンサルタント
(4) 理美容室、リラクゼーションサロン等店舗のデザイン・設計・プロデュース	(4) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等店舗のデザイン・設計・プロデュース
(5) 理美容室、リラクゼーションサロンの経営及び経営コンサルタント	(5) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等の経営及び経営コンサルタント
(6) 理美容室、リラクゼーションサロン向けの顧客・販売等管理システムの販売	(6) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの顧客・販売等管理システムの販売
(7) 理美容室、リラクゼーションサロン向けの開業プロデュース	(7) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの開業プロデュース
(8) 理美容室、リラクゼーションサロン向けの講習会の運営	(8) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの講習会の運営
(9) 理美容室、リラクゼーションサロン向けの提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務	(9) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務
（新設）	(10) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの販促支援及び広告代理業務
(10) インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業	(11)（現行どおり）
(11) インターネットを利用した情報通信システムの企画・開発・設計・管理運営に関する業務	(12)（現行どおり）

現行定款	変更案
(12) 不動産の売買･賃借･管理及びその仲介 (13) 不動産に関するコンサルティング業務 (14) 不動産に関する調査及び広告 (15) 融資の斡旋 (16) 古物商 (17) 店舗内装工事業 (18) 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業 (19) 損害保険代理業 (20) 生命保険の募集に関する業務 (21) 一般及び特定労働者派遣業務 (22) 有料職業紹介業務 (23) 医薬部外品、化粧品の製造販売 (24) 前各号に付帯する一切の業務	(13) (現行どおり) (14) (現行どおり) (15) (現行どおり) (16) (現行どおり) (17) (現行どおり) (18) (現行どおり) (19) (現行どおり) (20) (現行どおり) (21) (現行どおり) (22) 労働者派遣業務 (23) (現行どおり) (24) (現行どおり) (25) (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
(公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 (現行どおり)
第2章　株　式	第2章　株　式
(発行する株式の総数) 第6条 当会社の発行可能株式数は、21,160,000株とする。	(発行する株式の総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,160,000株とする。

現行定款	変更案
(自己の株式の取得) 第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
(単元株式数) 第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条　(現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第8条　(現行どおり)
(株式取扱規程) 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第9条　(現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第10条　(現行どおり)
第3章　株 主 総 会	第3章　株 主 総 会
(基準日) 第12条　当会社は、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第11条　(現行どおり)

現行定款	変更案
（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。	（招集の時期） 第12条　（現行どおり）
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、取締役CEOが招集し、その議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第13条　（現行どおり）
（決議要件） 第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。	（決議要件） 第14条　（現行どおり）
（参考書類等のインターネット開示） 第16条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	（参考書類等のインターネット開示） 第15条　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第17条　株主総会において、株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第16条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第4章　　取締役及び取締役会	第4章　　取締役及び取締役会
（員数） 第18条　当会社に取締役8名以内を置く。	（員数） 第17条　当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名以内を置く。
（新設）	2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。
（選任） 第19条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	（選任） 第18条　（現行どおり）
（新設）	2. 前項の規定による選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してする。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	3. （現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役CEO、取締役COO各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、CEO、COO、CFO、CIO各1名、専務及び常務各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
(取締役会) 第22条　取締役会は、取締役CEOが招集し、その議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会) 第21条　(現行どおり)
2. 取締役会の召集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。	2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。
(新設)	3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。	4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第22条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(新設)	(取締役会規程) 第23条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(新設)	(賠償責任の一部免除) 第24条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

現行定款	変更案
第5章　　監査役及び監査役会	第5章　　監査等委員会
(員数) 第23条　当会社に監査役3名以内を置く。	(削除)
(選任) 第24条　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(削除)
(任期) 第25条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削除)
(監査役会の招集) 第26条　監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(監査等委員会の招集) 第25条　監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
(監査役会規程) 第27条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第26条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
第6章　賠償責任の一部免除	（削除）
（賠償責任の一部免除） 第28条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を、法令が定める範囲額で締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。	（削除）
第7章　計　算 （事業年度） 第29条　当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。	第6章　計　算 （事業年度） 第27条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第28条　当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第29条　当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。 3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現行定款	変更案
（期末配当） 第30条　当会社は株主総会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を支払うことができる。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第31条　期末配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第30条　（現行どおり）
（新設）	附　則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、取締役会の決議をもって、第14回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 野村（のむら）　秀輝（ひでき） （昭和42年5月22日生）	平成２年４月　中央宣興㈱入社 平成13年１月　㈱マッキャンエリクソン入社 平成15年１月　㈱WASABI（現㈱BGナビ）設立　代表取締役 平成15年４月　当社設立　代表取締役CEO（現任） 平成17年４月　㈱BGナビ　取締役 平成25年５月　㈱サロンキャリア　取締役（現任） 平成26年11月　㈱アイラッシュガレージ　取締役（現任） （重要な兼職状況） ㈱サロンキャリア　取締役 ㈱アイラッシュガレージ　取締役	1,800,000株
		●取締役候補者とした理由 野村秀輝氏は、平成15年から当社の代表取締役を務め、当社グループの経営全般を統括しており、豊富な経験・知見等を有しております。以上のことから引き続き取締役候補者といたしました。	
2	 供田（ともだ）　修一（しゅういち） （昭和44年10月7日生）	平成元年３月　ヘアー&メイクSNIP入社 平成２年11月　㈱創美堂入社 平成５年８月　㈲ドラゴンキッズ入社 平成11年２月　㈲シュウワークプロダクツ設立　代表取締役 平成13年３月　㈲タフデザインプロダクト（現㈱タフデザインプロダクト）　取締役 平成15年４月　当社設立　代表取締役COO（現任） 平成17年４月　㈱BGナビ　取締役 平成25年５月　㈱サロンキャリア　取締役（現任） （重要な兼職状況） ㈱サロンキャリア　取締役	770,000株
		●取締役候補者とした理由 供田修一氏は、平成15年から当社の代表取締役を務め、当社営業本部担当の取締役として業務を執行しており、豊富な経験・知見等を有しております。以上のことから引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 野村（のむら）　貴久（たかひさ） (昭和47年6月28日生)	平成５年４月　ヨシダ宣伝㈱入社 平成13年３月　㈲タフデザインプロダクト（現㈱タフデザインプロダクト）設立　代表取締役（現任） 平成15年１月　㈱WASABI（現㈱BGナビ）　取締役 平成15年４月　当社取締役（現任） （重要な兼職状況） ㈱タフデザインプロダクト　代表取締役	290,000株
		●取締役候補者とした理由 野村貴久氏は、平成15年から当社の取締役を務め、㈱タフデザインプロダクトの代表取締役として業務を執行しており、豊富な経験・知見等を有しております。以上のことから引き続き取締役候補者といたしました。	
4	 樺島（かばしま）　義明（よしあき） (昭和49年1月7日生)	平成９年４月　中央宣興㈱入社 平成15年４月　㈱WASABI（現㈱BGナビ）入社 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成19年４月　㈱タフデザインプロダクト　取締役（現任） （重要な兼職状況） ㈱タフデザインプロダクト　取締役	250,000株
		●取締役候補者とした理由 樺島義明氏は、平成15年から当社の取締役を務め、マーチャンダイジンググループ及び購買・物流グループ担当の取締役として業務を執行しており、豊富な経験・知見等を有しております。以上のことから引き続き取締役候補者といたしました。	

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4 (1) 取締役及び監査役の状況」(16頁) に記載のとおりです。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 恩田（おんだ）　英夫（ひでお） (昭和18年４月16日) 社外	昭和43年４月　日興證券㈱　入社 平成12年６月　㈱イー・マーケティング　入社　同社　取締役 平成13年７月　ジャパンメディアシステム㈱　入社 平成14年９月　㈱ネオプレックス　入社 平成15年６月　同社　監査役 平成18年７月　当社　監査役（現任） 平成19年４月　㈱タフデザインプロダクト　監査役（非常勤）（現任） （重要な兼職状況） ㈱タフデザインプロダクト　監査役	12,000株

●取締役候補者とした理由
恩田英夫氏は、平成18年７月より当社の社外監査役を務め職務を適切に遂行していただいており、その豊富な経験・知見等を引き続き活かしていただきたいため監査等委員である社外取締役として選任するものであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 おがた　だいすけ 緒方　大助 (昭和35年6月9日生) 社外	昭和61年９月　㈱チシマビジネスコーポレーション入社 平成元年３月　㈲ウイングコーポレーション入社 平成５年２月　キューサイ㈱（旧 キューサイ青汁㈱）入社 平成５年９月　同社　営業企画課長 平成10年３月　同社　開発部次長 平成12年１月　らでぃっしゅぼーや㈱（旧 環ネットワーク㈱）代表取締役社長就任 平成20年12月　同社をJASDAQ市場へ上場 平成25年６月　同社　会長 平成26年１月　同社　顧問 平成26年１月　㈱マイスタヴェルク　取締役（現任） 平成26年９月　大正大学　客員教授（現任） 平成27年７月　当社　社外取締役（現任） 平成28年６月　キャロット＆ベジタブル㈱取締役（現任） （重要な兼職状況） ㈱マイスタヴェルク　取締役 キャロット＆ベジタブル㈱　取締役	―株
		●取締役候補者とした理由 緒方大助氏は、らでぃっしゅぼーや㈱において代表取締役社長を務めた上、JASDAQ市場への上場も果たし、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、平成27年７月より当社の社外取締役を務め職務を適切に遂行していただいており、引き続き監査等委員である社外取締役として選任するものであります。	
3	 うちだ　くみこ 内田　久美子 (戸籍名：宮本久美子) (昭和45年３月1日生) 社外	平成12年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 平成12年４月　鳥飼総合法律事務所　入所 平成18年４月　青山学院大学大学院法学研究科　講師 平成20年１月　鳥飼総合法律事務所　パートナー弁護士　就任 平成23年４月　㈱ミサワ　社外監査役　（現任） 平成28年１月　和田倉門法律事務所創設　パートナー弁護士（現任） 平成28年５月　㈱トレジャー・ファクトリー　社外取締役（現任）	―株
		●取締役候補者とした理由 内田久美子氏は弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有しております。以上のことから、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。	

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 恩田英夫氏、緒方大助氏および内田久美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 現在当社の取締役及び監査役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4(1)取締役及び監査役の状況」(16頁)に記載のとおりです。
4. 恩田英夫氏と緒方大助氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 内田久美子氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。本議案が承認され、各候補者が社外取締役に就任する場合、当社は、各候補者との間で就任時に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約をする予定であります。
7. 緒方大助氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠く時に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
山本（やまもと）　陽一（よういち） (昭和42年9月15日)	平成 2 年 4 月　中央宣興㈱ 入社 平成 8 年 6 月　㈲やま企画設立 取締役 (現任) 平成14年 5 月　㈲銀座リフレージュ 代表取締役 (現任) 平成14年 4 月　当社 取締役 平成17年 3 月　当社 非常勤監査役 (現任) 平成18年 3 月　㈲コムコム 取締役 (現任)	65,000株

●補欠の取締役候補者とした選任理由
山本陽一氏は、平成17年3月より当社の監査役を務め職務を適切に遂行していただいており、その豊富な経験・知見等を引き続き活かしていただきたいため補欠である監査等委員である取締役として選任するものであります。

(注) 1. 山本陽一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の監査役である山本陽一氏の当社における地位および担当は、事業報告「4 (1) 取締役及び監査役の状況」(16頁) に記載のとおりです。
3. 当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、山本陽一氏との間で責任限定契約を締結しておりません。本議案が承認され、山本陽一氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、山本陽一氏との間で就任時に、会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約をする予定であります。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成18年7月29日開催の第4回定時株主総会において、年額8,000万円以内と決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額16,000万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役（監査等委員である取締役を除く。）の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額2,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

メ　モ

株主総会 会場ご案内図

TKPガーデンシティ永田町　ホール4C

東京都千代田区平河町二丁目13番12号　東京平河町ビル



交通のご案内

●東京メトロ（有楽町線／南北線／半蔵門線）**永田町駅4番出口より徒歩4分**　徒歩経路 ……▶

半蔵門線 **半蔵門駅1番出口より徒歩5分**　徒歩経路 ……▶

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

BEAUTY GARAGE

UD FONT　ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。